

# 高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種

**対象** 津市に住民登録があり、過去に1回も肺炎球菌ワクチン(23価)を接種したことがない人で、①または②のいずれかに該当する人 ※定期接種の接種機会は1回限りです。

①次の表の生年月日に当てはまる人

今年度の対象者

年齢	生年月日
65歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれ
70歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれ
75歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれ
80歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれ
85歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれ
90歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれ
95歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日生まれ
100歳	大正4年4月2日～大正5年4月1日生まれ

※上記の表に当てはまる人には、案内通知を郵送しています。なお転入した人、案内通知が届かない人は、健康づくり課へお問い合わせください。

②接種日当日に60～64歳の人で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に障がいがあり、日常生活が極度に制限される人

**接種期限** 来年3月31日(木)

**接種回数** 1回

**接種場所** 県内の協力医療機関

**自己負担額** 2,500円 ※生活保護受給者は、自己負担額の免除がありますので、必ず「生活保護受給証明書」を医療機関に提出してください。

**接種時の持ち物** 健康手帳、予診票、保険証など住所が確認できるもの

※定期接種の対象にならない65歳以上の人には、費用助成の制度があります。(過去に1回でも肺炎球菌ワクチン(23価)を接種した人は対象外)



問い合わせ 健康づくり課 ☎229-3310 FAX229-3287

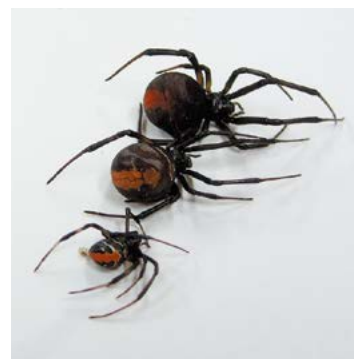
## 生態系に被害を及ぼす 特定外来生物 にご注意を

「外来生物」とはもともと日本にいなかったにもかかわらず、人の手によって海外から入ってきた生物のことです。その中でも「特定外来生物」は、生態系などに被害を及ぼすものとして環境省が指定した生物です。特定外来生物は飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されていて、違反すると個人の場合3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科されます。

### 特定外来生物の例

ヌートリア、アライグマ、カミツキガメ、ブルーギル、ブラックバス(コクチバス、オオクチバス)、セアカゴケグモ、オオキンケイギク、オオフサモなど

セアカゴケグモはすでに市内各地で見つかっています。雌は毒を持っていますが、攻撃性はありません。駆除する場合は市販の家庭用殺虫剤(ピレスロイド系)を吹き付ける、靴で踏みつぶすなどすれば簡単に駆除できます。



セアカゴケグモ

### 外来生物被害予防3原則

外来生物に関わる際には、この原則を守って適切な対応をお願いします。

**入れない** 悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない

**捨てない** 飼っている外来生物を野外に捨てない

**拡げない** 野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

問い合わせ 環境保全課 ☎229-3140 FAX229-3354